

地域農業の維持・発展のため 「地域計画」に係る協議を実施します

「地域計画」は地域の農業を維持し、耕作者や農地所有者が話し合い、将来の農地利用を考え、作り上げていくための計画です。

この協議は3月に策定した地域計画について皆さんの意向を確認しながら、集積・集約などに向けた見直しをするために開催するものです。

- ▶**対象農地** 農業振興地域農用地(青青)区域内の農地
※市街化区域内の農地は今回の協議の対象外です。
※対象農地の詳細は市ホームページをご確認ください。
- ▶**対象** 認定農業者、認定新規就農者、地権者 他
- ▶**その他** 事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

	日時	会場	対象区域
1	4月22日(火) 午後2時～	星宮公民館	大字小敷田、大字中里、大字皿尾
2	4月24日(木) 午後2時～	星宮公民館	大字上池守、大字下池守、大字和田
3	4月30日(水) 午後2時～	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目、藤原町1・2・3丁目、長野1・2・3・4・5丁目、大字長野、大字若小玉(八反田、勝呂、中村、鞆戸、枳、六本木)
4	5月2日(金) 午後2時～	太田公民館	大字小針、大字若小玉(3以外の字)
5	5月8日(木) 午後2時～	荒木公民館	大字荒木(柳町、寿町、根岸、郷地裏、羽鳥、町屋、音羽、新堀、宿ノ内、野土、内小谷、相生、田町、荒木、前内手、前田、高砂、土手、長善沼、石橋、六本木、荒宿、久保町、相ノ谷)
6	5月15日(木) 午後2時～	荒木公民館	大字小見、大字白川戸、大字荒木(5以外の字)
7	5月16日(金) 午後6時～	北河原公民館	大字北河原、大字酒巻

※上記を除いた地区は、6月下旬～7月下旬に開催予定です。詳細は市報6月号でお知らせします。

▶**問い合わせ** 農政課農業振興担当 ☎ 580-3013



市民プールの今後の開設について

昨年2月から温水ボイラーの故障により、市民プールは年間を通じた開設ができない状態となっています。

この施設は、開設から50年以上が経過しており、公共施設マネジメント計画の方針では、耐用年数などを考慮し、2032(令和14)年に除却する施設となっています。

このため、故障したボイラーの修理は行わず、今後は水温調節を必要としない「夏期プール」のみの開設に努めてまいります。

これまでご利用いただいている市民の皆さんには、ご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

▶**問い合わせ** スポーツ振興課 ☎ 556-8336

福祉避難所の開設・運営訓練を実施しました

1月31日および2月27日、ふぁみいゆ行田で福祉避難所の開設および運営訓練を実施しました。福祉避難所とは、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児の他、特に配慮を要する方のために、特別な配慮がされた避難所で、市内11カ所の施設と協定を締結しています。

施設職員や福祉避難所関係者が参加し、1月31日は避難者の受け入れ態勢などについての確認、2月27日は避難者受け入れに関する行き先調整やカードを使った机上訓練などを実施しました。



1月31日の訓練の様子



2月27日の訓練の様子

▶**問い合わせ** 地域共生社会推進課地域福祉担当(内線285)

バリアフリーマップ「たびくる」が新しくなりました

市内の障がい者団体や事業所が加盟する障がい者ネットワークと市が協力し、バリアフリーマップ「たびくる」(トイレマップ編)を更新し、電子版のバリアフリーマップ「WheeLog!」に情報を掲載しました。同マップは、車いす利用の可否など、トイレの詳細な情報の閲覧および情報の追加が可能です。

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して観光や買い物などの外出ができるよう、ぜひご利用ください。

▶**問い合わせ** 福祉課障がい福祉担当(内線258) [FAX] 554-6701



市役所の組織が一部変わりました

市役所の組織の一部を4月1日(火)から次のとおり変更しました。

▶「公共施設再編・まちづくり準備室」の新設

現在、教育委員会で進めている学校再編と併せて、公共施設のアセットマネジメントも含めた本市のまちづくりを総合的、多角的に進めるため、市長部局の総合政策部に「公共施設再編・まちづくり準備室」を新設しました。

【総合政策部】

- ・企画政策課
- ・秘書課
- ・財政課
- ・広報広聴課
- ・財産管理課
- ・情報政策課



【総合政策部】

- ・企画政策課
- ・秘書課
- ・財政課
- ・広報広聴課
- ・財産管理課
- ・情報政策課
- ・公共施設再編・まちづくり準備室(新設)

▶交通政策課への名称変更

市内循環バスや乗合型AIオンデマンド交通に加え、鉄道事業者との連携など、交通政策を一体的に推進するため、課名を変更しました。なお、同課の配置場所(市役所本庁舎1階)に変更はありません。

【市民生活部】

- ・交通対策課



【市民生活部】

- ・交通政策課

▶**問い合わせ** 企画政策課企画政策担当(内線312)

水道料金のうち基本料金を 2カ月間免除(無料)します

物価高騰の影響を受けている住民や事業者の負担を軽減するための支援として、3月・4月までの2カ月間、検針によって請求される水道料金のうち基本料金を免除(無料)します。

対象となる検針月の「上下水道使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)に表示される水道料金および合計金額は、基本料金(口径別基本料金)を除いて表示されます。

▶対象期間

- ・奇数月検針の方 3月検針分(4月請求分)
- ・偶数月検針の方 4月検針分(5月請求分)

▶その他

- ・従量料金および下水道使用料は免除(無料)の対象ではありません。
- ・公的な機関・施設などは免除(無料)の対象になりません。

▶口径別基本料金

口径(mm)	基本料金(2カ月分：税込み)
13	2,860円
20	3,080円
25	8,800円
40	16,500円
50	26,400円
75	34,100円
100	41,800円

▶**問い合わせ** 水道課業務担当 ☎ 553-0131

小・中学校にボールが寄付されました



渡辺教育長に目録を渡した
鈴木啓太支店長(左)と細井保雄社長(中央)

3月11日、株式会社ファイブイズホーム代表取締役の細井保雄さんと埼玉りそな銀行行田支店長の鈴木啓太さんが教育委員会を訪れ、子どもたちに使用してもらいたいと、サッカーボールとバスケットボール合計56個の寄付がありました。

寄付されたボールは、市内の小・中学校に配布し、児童・生徒の体力向上のための取り組みに活用します。

▶**問い合わせ** 教育総務課財務施設担当 ☎ 556-8311

市内循環バスの運行終了に伴い 回数券の払い戻しを行います

市内循環バスの東循環コース、北西コース、北東コースは3月31日(月)をもって運行を終了しました。

これに伴い、回数券の払い戻しを行います。通常は、1枚も使用していない回数券のみ払い戻しに応じますが、今回は路線の運行終了に伴う対応として、一部利用された回数券の未使用分についても払い戻しを行います。

お手元に回数券をお持ちで、払い戻しを希望される方は、期間内に手続きをお願いします。



▶**払戻期間** 4月1日(火)～6月30日(月)

▶**払戻場所および方法** 交通政策課(18番窓口)へ回数券を持参してください。

※払い戻しは市内循環バス車内や運行事業者の営業所では行いません。

▶その他

- ・回数券は全路線共通のため、全ての路線の運行事業者が販売した回数券の返金に応じます。
- ・回数券は、引き続き西循環コース、南大通り線コース、観光拠点循環コースで利用できます。

▶**問い合わせ** 同課地域交通担当(内線284)